

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 (2026) 年 7 月 17 日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 令和 8 (2026) 年度労働環境等調査業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 8 (2026) 年 9 月 15 日 (火) から令和 9 (2027) 年 1 月 29 日 (金) まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、入札参加資格を有する者又は入札時点で資格取得見込みである者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書提出日から令和 8 (2026) 年 8 月 18 日 (火) において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 (2010) 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 過去 5 年間 (令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度まで) に、1 (1) の業務と同等の業務を請け負い、適正に履行した実績を有する者であること。
なお、「同等の業務」とは、調査においてデータ入力及び集計作業、未回答事業所への催促や疑義照会を行うものをいう。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県産業労働観光部労働政策課労働経済・福祉担当 (栃木県庁本館 6 階)

電話 028-623-3217 FAX 028-623-3225 E-mail rousei@pref.tochigi.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和 8 (2026) 年 7 月 17 日 (金) から令和 8 (2026) 年 7 月 30 日 (木) まで、栃木県物品等電子調達実施要領 (令和 3 (2021) 年 4 月 1 日施行) 第 2 条に定める入札情報システム上で公開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで、(1) の場所において交付する。

- (3) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和 8 (2026) 年 8 月 18 日 (火) 午後 1 時までに、栃木県物品等電子調達実施要領第 2

条に定める電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。

（４）入札及び開札の日時及び方法

令和 8（2026）年 8 月 18 日（火）午後 3 時

栃木県産業労働観光部労働政策課（栃木県庁本館 6 階）

上記日時に、上記の場所において、電子入札システムにより開札を行う。

入札参加者の立会いは求めないものとする。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに（１）に連絡し、代理人が立ち合う場合は委任状を持参すること。

（５）入札方法

１（１）の件名で総価で入札に付する。

（６）入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

なお、入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は入札を辞退したものとみなす。

４ その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金 免除

（３）入札の無効

ア ２の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号）第 156 条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領第 19 条に掲げる入札に係る入札書

（４）落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落

札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(5) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年4月1日施行）の定めるところによる。

ウ 落札者の決定後、落札者が立会人型電子契約サービスを利用した電子契約による締結に同意する場合は、栃木県電子契約実施要領（令和6（2024）年4月1日施行）に定める「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第1号）」を3の(1)の場所に、電子メール等により提出すること。なお、栃木県電子契約実施要領等は県ホームページ上に掲載する。

（労働政策課）